

(様式3)

校種	小・中	学校番号	9	学校名	宇都宮市立陽南小学校
----	-----	------	---	-----	------------

平成29年度 児童生徒指導に関する取組

1 児童生徒指導上の主な実態

(1) 問題行動等調査から

- ・ 平成28年度におけるいじめの状況調査で、いじめと認められる事案はなかった。しかし、トラブルが少ないわけではないので、常に教職員が危機意識を持ち、早期発見・早期解決を心掛けて、状況を正しく判断し、慎重に対応することが求められる。
- ・ 平成28年度における不登校の状況調査では、該当する児童はいなかった。ただ、不登校ではなくても、そうなりそうだった長欠児童が2名いるので、児童に合った指導をしたり、保護者との連絡を密にしたりして適切に対応していく必要がある。

(2) 国・県・市の児童生徒質問紙・学校質問紙などから

- ・ 「あいさつをしているか」という項目では、「家の人に」と「学校で先生や友達などに」の肯定割合は90%を超えているが、「地域で知っている人などに」の肯定割合は少し低くなっている。校外でのあいさつの意識も高める必要がある。
- ・ 「言葉遣いに気を付けている」という項目も、「誰に対しても思いやりの心をもって接している」という項目も、肯定割合は85%を超えていて、友達とよりよい関係を結んでいこうとする意識はあることが分かる。しかし実際の生活の中では、必ずしもそのような行動をとっているとは思えない場面が見られる。したがって、これからも全体指導、個別指導を繰り返し行っていく必要がある。
- ・ 「学校のきまりやマナーを守っている」という項目の肯定割合は88.9%と高くなっているが、90%以上を目指して教職員が同一歩調で指導していく。
- ・ 「自分にはよいところがあると思う」という項目の肯定割合は82.4%で、昨年度よりも1.9%増加した。「きりりコーナー」に友達や自分のよさを記録している効果が表れているので、継続していく。

(3) 学校生活の状況から

- ・ 明るく素直な児童が多い。
- ・ 委員会活動が活発である。
- ・ 進んで係活動や奉仕活動に取り組んだり、協力したりする場面が見られる。
- ・ 下級生に優しく接したり、リーダーとしての指導力を発揮したりする上級生が多い。
- ・ 自主的に考えて行動していこうとする気持ちに欠ける児童も見られる。
- ・ 善悪の判断や結果を予測する能力が低く、問題を引き起こしてしまう傾向がある。
- ・ 平成24年度から「進んであいさつ」「廊下の歩行」の約束について重点的に指導してきた。更に平成26年度末から、その2項目に「靴箱への靴の置き方」を加えて、「陽南生活のきまり」として指導に取り組んでいて、特に「靴箱への靴の置き方」は効果を表している。

2 今年度の重点目標

基本的な生活習慣を身に付け、場に応じて適切に判断し、自主的に行動できる児童の育成
～ルールやマナーを守り、校内の安全を意識した行動ができる児童の育成～

3 今年度の取組（「学校教育スタンダード」に関する取組は文頭に☆）

(1) 基本的な生活習慣の育成

- ・ 「陽南生活のきまり」を基に生活を振り返り、基本的な生活習慣の育成に取り組む。(月1回)
- ・ 生活目標を朝の会等で唱和させて、意識化を図る。(通年)

☆ 学級輪番制によるあいさつ運動を行う。(通年)

- ・ 生活当番による廊下歩行等の日常指導と校舎内外の巡視を強化する。(通年)

(2) 規範意識の醸成

- ・ 学校のきまり「陽南のよい子」にしたがって、全教職員共通理解のもとに日常指導を行う。(通年)
- ・ 「元気に進んであいさつができる児童」「きまりや約束を守って生活できる児童」「親切で思いやりのある児童」など、よりよい学校生活を送っている児童の表彰を行う。(年2回)
- ・ 生活目標に人権目標を取り入れる。(通年)
- ・ 喫煙防止教育を実施する。(11月)(学校薬剤師に依頼)

(3) 望ましい集団作り

- ・ Q-Uを生かした学級経営に努める。

☆ いじめ防止に関する題材で道徳の授業参観を実施する。(6月)

☆ 「いじめゼロ強調月間」において、全校体制でいじめ対策に重点的に取り組み、いじめの早期発見・早期解決に努める。(6月・10月)

☆ 人権教育係、児童集会担当者と連携して「いじめゼロ集会」を行う。(6月・10月)

☆ いじめを早期発見するため、「学校生活をよりよくするためのアンケート」を実施する。(6月, 10月, 2月)

- ・ いじめ防止に関する取組を学年便り等で、保護者に向けて積極的に発信する。(通年)
- ・ おおぞらタイム(週1回の長い昼休み)を活用して学級全員での遊びを実施する。(通年)
- ・ 縦割り班を主体とした活動を設定することで、異学年交流の中でコミュニケーション能力を育成したり、思いやりの心や助け合いの心を養ったりする。(子ども集会、ふれあい給食、清掃活動、おおぞらタイムを活用しての遊び等)
- ・ 友達や自分の良さを各教室の「きりりコーナー」に記録していくことで、お互いを認め合う気持ちや自尊感情を高めていく。(通年)

(4) 個に応じた指導の充実

☆ 定期教育相談を実施する。(6月・12月)

- ・ 学年会、ブロック会、児童指導情報交換会、児童指導委員会などで児童の情報を共有し、問題行動の早期発見や予防的措置、いじめや不登校傾向の児童並びに児童虐待等の早期発見と早期指導に努める。(通年)
- ・ 児童指導上の学級編成資料を用意・活用することによりトラブルを未然に防ぐようにする。
- ・ 日常の指導で問題が起きたときには、児童指導主任、安全指導主任、学年主任等と連携を図って、必要に応じて個別の事例ごとの対策会議を行う。

(5) 家庭・地域、関係機関などとの連携

☆ 警察と連携して薬物乱用防止教室を行う。(年1回)

☆ 警察・防犯関連企業と連携した防犯教室を実施する。(1, 3, 5年・年1回)

☆ 警察・学校安全パトロール関係団体と連携した登下校指導を実施する。(通年)

- ・ 地域学校園児童生徒指導強化連絡会を通して、情報の交換や規範意識を高める活動をする。(通年)
- ・ 児童養護施設さずな、児童相談所と情報交換を行う。(通年)